戦後台湾山地社会における言語政策の展開

――日本語の排除から先住民族言語の排除へ――

もり た けん じ森 田 健 嗣

《要 約》

本稿は戦後台湾の先住民族社会における言語政策の展開を論じる。平野部では戦後直後のわずかな間、人々が主体的に国語(中国標準語)を学ぶ姿がみられたが、山地に住む先住民族はこの行動はとらず日本語、先住民族言語を使い続けた。戦後直後、山地の学校は荒廃し、十分な教員も確保できず、国語普及は進展しなかった。1950年代からは学校では児童が先住民族言語を使うと罰する手法が広くとられた。だが教員の質や施設改善は難しく、学生の欠席率も高かった。しかも非学齢期の者は国語補習クラスに消極的にしか参加しなかった。一方、実用面から山地では一時期、政令伝達の道具として日本語が用いられ、さらに山地の任務にあたる者に先住民族言語を学ばせたこともあった。けれども義務教育を受けた者を中心に時間をかけつつ着実に国語普及が進むと、年配者と若者の間に使用言語の格差が生まれた。そして先住民族言語の維持・継承は限られた場へと狭められていった。

はじめに

I 未知なる祖国とその国語の到来(1945~49)

Ⅱ 中央政府移転後における山地での国語普及──日本語の排除、先住民族言語の習得からその排除へ── おわりに

はじめに

本稿は、主として先住民族(注1)が居住する台 湾山地地域における言語政策史を論じるもので ある。

台湾の先住民族にとり戦後においても,かた ちは変わりつつも植民地主義は継続していたと いわれる。日本による支配が外部からの植民地 主義であったとすれば,戦後の国民党政権によ る統治は、先住民族を中華民族内部の公民として制度的イデオロギーに位置づけながらも、その一方で「山地平地化」を掲げて先住民部落の社会的解体を促すとともに、平地資本主義経済の浸透とともに都市に流出した先住民を低層に抑えつけていく内部(国内)植民地主義を現出させるものであったからである[若林 2007, 15]。他方で、1980年代以後の「原住民族運動」では、伝統的領域である土地が奪われてきた問題をいかに解決するかが重要な位置を占めている[石垣 2011]。また、日本統治時代から戦後にかけての連続した同化政策により、先住民族が有する言語・文化の流失が甚だしく、それらをいかに回復するかも喫緊の課題となっている(注2)。

だが、その淵源となる過去の政策については あまり研究が進んでおらず、等閑視されてきた といっても過言ではない。筆者は今日的課題と して現代台湾で取り組まれる先住民族言語の回 復を考えるにあたり、その淵源である過去の施 策に戻って考察することも必要ではないか、と いう問題意識に立つ。目下, 先住民族地域の言 語政策史研究は、わずかに鄭[1999], 林[2010] といった政策史を追うにとどまる論文が存在す るのみである状況に鑑み、本稿では十分な研究 が進んでいるとは言い難い戦後台湾における先 住民族に対する言語政策とその実態を, 筆者が 新たに発掘した資料(国史館所蔵文書,新聞・雑 誌資料等)を用いながら実証的に論じる(注3)。 具体的には、先住民族は日本統治時代の日本語 普及策をどう清算し戦後を歩みだそうとしたの か、またその後の脱植民地化が代行(注4)された 台湾の先住民族社会において、上からどのよう な国語(中国標準語)普及の圧力がかけられた のか、それに対し実態はどうだったのか、これ らを明らかにし、今日の動きに至るまでの前史 を論じる。

内容を先取りすれば次のとおりになる。山地 社会ではまず日本語が、続いて先住民族言語の 使用が紆余曲折を経ながらも制限されていった。 そして国語普及策は時間をかけつつ着実に進展 し、先住民族言語の維持・継承は限られた場へ と狭められていったことに触れる。

I 未知なる祖国とその国語の到来 (1945~49)

1. 来台した為政者による先住民族への視座, 先住民族による為政者への視座

まず戦後来台した国民党政権による先住民族 への視座をみることで、国語普及の前提となる 為政者の思考を理解する。政権は先住民族を平 等に扱うとの姿勢を示していた。このことを 「高山族施政研究委員会」の記録からみてみた い。この委員会は台湾省行政長官公署(注5)の警 務処,教育処,交通処,農林処などからなり、 先住民族の各種施政問題について議論をするた めに設置された「台湾省行政長官公署民政処 1946.150-151]。ここでは5年計画で「高山族同 胞」の生活を改善し、教育文化水準を高めるこ とを目指し、当時の高山族と呼ばれた先住民族 が住む域内における日本統治時代に定められた 各種の圧迫的政策をすべて取り払い、平等の待 遇を享受させる、という議論がなされている。 つまり日本による統治をまったく否定したうえ で統治する, との姿勢が鮮明に出ている。

具体例を挙げると、戦後すぐの頃の「高山族」という名称は1947年には「山地同胞」という名称へ呼称を変更するとされたことがある。これは、先住民族らが日本統治期に差別に遭い山地に集中して住まわされたとし、戦後は先住民族を一視同仁とみなし、この名称を与えることで戦後の為政者は先住民族との関係は平等である、という意を示そうとしたからだ。そして、日本式の個人名をやめるよう求め、中国式の名前を名乗ることとされた[藤井2001,157-159]。ただ、ここで留意する点は「一視同仁」という

言葉は日本語の意味するところではなく,中国 近代史上孫文が好んで用いた中国語の意味に拠 ることである。つまり大漢族主義的観念による ものであり、いずれは先住民族も漢民族に同化 させるという意図がみられる(注6)。

また「高山族施政研究会議」という記録によ れば、1946年1月11日の時点で、「光復後、民 族平等の原則の下,理蕃という名称をとりやめ る。ただ、彼らの言語、風俗、習慣は整ってい るので、今後いかに施政を行うかは検討しなけ ればならない。今月12日に、本処(台湾省行政 長官公署)会議庁で、各関係機関と高山族施政 研究会を開くしとある。その事前に配布された 資料によれば、先住民族については「人口:11 万人。信仰:霊魂は消えないと信じ、祖先を崇 拝する。風俗習慣:成人は必ず人を1人殺さな ければならない。男女が婚姻する際は、恋敵を 殺す。伝染病にかかった場合は患者を殺す。土 地関係:土地の主権を重んじる。思想:排外 的」[台湾省行政長官公署 1946a] と記されている。 つまり, 先住民族を平等に扱うと宣言している ものの、彼らを大きく異なる人々、劣った人々 とみるところからその統治は始まっていた。

よって次の「高山族施政研究会討論大綱」からわかるように、先住民族の各水準をいかに高めるかが課題とされていた。大綱には「本省光復後、民族平等の原則の下、高山族への施政は三民主義に基づき、共存共栄を目標とする」と記されている。意図するところは「生活水準を高め、生活風俗習慣を改め、現代の知識を教え、種族の境界をなくし、同じ中華民族として建国の責を負わせる」と表現されている。これだけをみると、先住民族の地位を、主として台湾平野部に居住する漢民族と同等に扱うことが目指

されているようにもみえる。だが「風俗習慣を 改めるよう指導し、台湾同胞との通婚を提唱す る」「高山族を平地に移住させ、その生活を改 善する」とあり、さらに「この原則は5年計画 で進めることを原則とする」とある [台湾省行 政長官公署1946a]。これは事実上、先住民族の 固有の文化と生活の消滅をもたらすものにほか ならない。こうして、先住民族の固有文化と生 活を破壊することが目指されたことがわかる。

一方, 先住民族の側は, 戦後新たに到来した 為政者に対して何の期待も寄せず、ただ傍観し ていた。そのことについては、彼らの祖国 (= 中国)への対応からもわかる。主として漢民族 が居住する平地部では戦後すぐの頃, 主体的に 祖国の言語である国語を学ぶ者が多く存在した ことは、これまでも論じられてきた「黄2002. 407-410]。だが先住民族がそのような行動をと ることはあまり多くはなかったようである。そ れは黄智慧が、「先住民族にはホーロー人、客 家人がもつような『祖国』意識の対象は存在せ ず、彼らにとっての『故郷』とは生まれ育った 台湾のみであり、また彼らは日本以外の国家に 従属したこともなく, ゆえに帰属意識をもちう るような対象とは、日本のみであった」[黄 2012,58](注7)と論じていることからもうかがえ る。具体的には次の湯守仁(1924年阿里山達邦 生まれ、ツォウ族)(注8)の記録(「湯守仁報告叛乱 案情之曲折及自述各乙份 附件二:一個失自由的 高山同胞自述 民国43年1月19日」)が参考になる。

「光復当初,我々山地人にとっての祖国とは,白い紙と同じようにまったく理解がないものだった。なぜなら我々が住む山地に中国文化というものを見いだせないからである。まったく未知の事物について,我々は感情を

表現することはできず、ゆえに山地人は平地人のように喜び勇んで祖国の接収官員を歓迎するということはなかった。実際のところ、当時ある未知の事物について漠然とした不安と期待を抱いていたのであった(注9)」[何2008.833-834]。

先住民族にとり、祖国=中国とはまったくの 未知でつかみどころのない存在だった(注10)。 よって平地社会と異なり、先住民族が主体的に 国語を学んだ事実はほとんどなかったとみるの が妥当だろう。そのことは、地方議会(花蓮県) で先住民族の国語への理解がなく日本語を使わ ざるをえない、という声が上がっていたことか らもうかがえる。

「一般の若者の国語への理解程度は芳しくなく、とくに東台湾では環境が特異で、また種族が複雑で、言語習慣も至る所で異なり、高山同胞にとり国語は難しい。日本語使用の期限を延長しない場合、彼らは政令をまったく理解できなくなるので、その及ぼす影響は甚だ大きい」(「花蓮県参議会呈請台湾省参議会為渋谷事件干渉辦法及日文廃止期限延長建議政府当局由」民国35年〈1946年〉9月20日、議字第五○号 附件二:日文廃止期限延長理由)[欧2004、241-243]。

具体的には次の資料にあるように, 山地では 日本語で政令が伝達される事態がみられた。

「各県政府(澎湖を除く)へ:本庁は山地 ラジオ教育を実施し政令伝達の強化に鑑み、 すでに実施されているラジオ受信機購入費補 助のほか、台湾広播電台は山地番組を編成す る協議を経て、暫定的に日本語で山地同胞に 向けてラジオ放送を行う。これはすでに6月 1日から始まっており、毎週月曜、木曜の午 後8時30分から8時45分を放送時間とする。 各山地郷役所に伝達ありたい」(「台湾省政府 民政庁代電:台湾広播電台另設山地節目以日語 向山地同胞播講」『台湾省政府公報』36年夏字第 24期,1947年6月12日)[楊・薛・李2002,132]。 1946年10月25日に新聞雑誌の日本語使用が禁 止されたことは,先行研究[何1999]で明らか にされているが,山地では日本語がないと立ち 行かず使い続けられたのである(注11)。

2. 学校における国語教育の展開

ここまで触れた為政者からみた先住民族への 視座の下で展開される国語教育とは、やはり先 住民族を劣った者とみなす位置から進められた。 国史館台湾文献館所蔵文書「函請編纂山地郷村 国校教科書見処由」によれば、「山地人民は過 去に日本の圧迫を受け、文化水準が極めて低く 置かれ、平地と比較してその差は甚だしい。日 本統治時代、各社には『蕃童教育所』が設けら れたものの、ただ日本語と知識を教えるのみで 思想は深くコントロールされており、ゆえに数 十年にわたり生活が進歩できなかった」とした 認識である。これに基づき、山地の国民学 校(注12)で用いる教科書は、「山地児童の見慣れ た事物に関するものを集め、編纂し、教学に供 する」とされた「台湾省行政長官公署 1946b」。

ところが、学校施設が荒廃していて教育の推進は困難だった。平地では台湾省行政長官公署が旧台湾総督府から財産等の接収を行ったが[若林2008a, 42-43]、山地の場合、日本が去った後は放置され、再度、土地資産を確定する作業が行われていた。このことは、台湾省行政長官公署が各県政府に対し、「過去の日本人統治時代の山地教育機関、たとえば青年修養所、農業

講習所、教育所などのように、旧来からその土地に設置された施設が非常に多く、光復以後、各県は適切に管理していないので、散逸してしまう恐れがある」[台中県政府1946]と、土地の調査表を作成、提出するよう指示を出していたことからもわかる。たとえば台中県和平郷の学校現場から上げられた報告には、「本郷の各国民学校校舎、道具器材、宿舎が本省の光復以来、長きにわたり修理されておらず、現在、各学校校舎の損壊状況は甚だしく、雨が降るごとに教室では笠をかぶらないと授業が受けられない状態だ」と、窮状の報告や修繕予算の要求が示されている「台中県政府1947b」。

この荒廃していく戦後初期の山地について, 湯守仁は次のように表現し,学校教育を含む山 地行政の停滞を憂慮している。

「陳儀が来台し行政長官になったものの、 山地は相当長い間真空状態におかれた。当時 の接収官員の多くは平地で地位や各種利権な どすべてを奪い合い、当然、利権のない山地 については、彼らは捨てて顧みなかった。 (略) 反対に平地からの立場から自由平等、 民族自決などを唱えていた。だがそれは喧伝 の掛け声のみにとどまり、実際の行動はみら れず、派出所、学校、道路などは徐々に荒廃 していった」[何 2008, 833-834]。

その理由として湯は次のように述べている。

「光復から民国37年(1948年)末までの間を思い出してみると、山地行政の方針は確定しておらず、最初は民政庁山地股に属し、第三科山地行政処へとなり、半年たたずになくなり山地指導室ができ、後にまた第五科へと改められた。このような朝令暮改の状況では、山地の任務に当たる要員は安定して職務に当

たれず、また山地の人は命令を聞く拠りどころがなく、反対にある種の原始生活に後退するのではないか、という恐怖が山地の中に生まれていた」[何2008,835-836]。

確かに湯の言うように、表1からも目まぐる しく担当部署が変わる様子がわかる。まず台湾 省行政長官公署が1947年に台湾省政府へ、民政 処も民政庁へ改められたものの、民政庁の教育 担当職員はわずか3~4人であり、台湾全体の 山地教育を統括するのは容易ではなく、さらに 責任者の変更により目標もしばしば変更され, 教員試験の合格者も少なく, この間の山地教育 行政は停滞していたのである。さらに1949年に 台湾省政府は教育部司長郭蓮峯の山地視察を経 た建議により、同年5月より山地教育の担当部 門を台湾省教育庁に移管している「中国教育学 会・中国教育学会台湾省分会1954、34-35]。 戦後 初期わずか数年の間に, 山地教育の担当が変わ る状況で、しかも戦後すぐの混乱した時期でも あり、国語教育の前提となる教育行政や制度の 環境が未整備のなか、腰を落ち着かせて任務を 果たすというのは難しかった様子がうかがえ る(注13)。

また、教員と警察官を兼務していた日本人は 戦後引き揚げているが、その穴埋めに充てられ た教員の質も問題として挙げることができる。 「台東県山地国民学校設施情形一覧表 三十五 年十二月」という資料には、1946年末時点の台 東県山地郷村にある28の国民学校それぞれの教 員数、学生数、校長氏名などが記されている。 ここで注目すべきは、校長の年齢がほぼ20歳代 (一番若い者で22歳)で、わずかに30、40、50歳 代が各1人ずついるにすぎないことだ。しかも その学歴はほとんどが中学校卒、高校卒、農業

表1 山地教育行政部署の変遷 (1945~49)

時 期	省クラス主管機関	県クラス主管機関	備考
光復以前	総督府警務局理蕃課	各州庁警務課理蕃係	日本統治期
1945年10月~46年6月	省行政長官公署民政処 第一科山地股	各県民政課	接収初期
1946年6月~47年5月	省行政長官公署民政処 第三科山地文化股	各県民政課	民政処に山地行政を主 管する第三科を増設
1947年 5 月~48年 7 月	省政府民政庁第三科第 三股	各県民政課	省行政長官公署民政処 から省政府民政庁へ
1948年7月~49年5月	省政府民政処第三課第 一股	各県民政課	民政庁第三科を山地行 政処に変更
1949年 5 月~	省政府教育庁		平地を主管していた部 門が山地教育も担当

(出所) 中国教育学会・中国教育学会台湾省分会 [1954, 34-35] より作成。

学校卒,師範講習修了(うち1人は早稲田大学中退)で,貫籍は地元の台東,花蓮(うち3人は福建)からなる[陳2007,65-68]。校長ですらこの年齢,学歴,経歴であることからみて,戦後すぐの山地教育全体の質がどの程度だったのかは,容易に察することができるのである。

ちょうどこの頃の記録(1946年12月5日「本 省教育問題座談会紀録」於台湾省行政長官公署) には、教育処長范壽康の主宰の下、中国大陸か らの教育部(教育を所管する省庁)視察団程柏 慮によるさまざまな指示が記されているが、な かでも山地については次の点が挙げられる。

「5,高山同胞教育問題について:我々は 高山同胞の教育を改善し推し進めなければな らない。教育人士に呼びかけるだけでなく, 各界の熱心な人士と,宗教の精神で,また教 育の方法により高山へ行き,そしてそれを実 施し,彼らの生活を改善させるために何人に も教育の機会を与え,人生の幸福を会得させ る。さらに高山同胞の優秀な子弟に訓練を受 けさせ,教育や福利事業を実施する。また特種師範学校を設け,高山子弟を特別に入学させること。また高山に赴く人員は,教育,建設,衛生などの専門家ら合同で高山民族服務隊を組織し,郷村に入り熱心に働き,任務の効率を発揮して政府の教育機会平等の理想を実現すること」[教育部国民教育司・台湾省行政長官公署教育処 1946, 25-26]。

ここから、教育部は台湾山地での教育推進に向けた意欲があることはわかる。その実現に向けて、行政長官公署は台北、台中、台南の各師範学校に、先住民族出身者を対象とした山地教員養成の取り組みをみせている。そして修了後には山地へ戻り教鞭をとる、という方針が出されていた(注14)。

教員を養成する具体的過程については、次の 台湾省教育庁発行の資料『台湾之国語運動』が 参考になる[何・齊・王1948,31]。同資料によ れば省政府も「山地国民学校を設置した際、教 員不足が問題になっていた」と認識しており、 「1946年8月には山地教員の待遇を高め、平地の教員が山地の国民学校で教鞭をとる場合、2割加給する。また教員の審査を行い、不合格の教員を淘汰し、優秀な教員を各校に派遣することとした」とある。また、1947年9月に省政府民政庁は山地教員の研修計画、とくに言語訓練について、そのカリキュラム設計については国語推進委員会に負わせるとしている。さらに次の2項目を決定している。

- (1) 主たる言語教材は山地国民学校で使用 しているものとし、学生に指導するために講 習を受ける教員に深く理解させる。
- (2) この教材の解説に詳しい説明を求める際には、日本語を用い比較しながら説明し、 講習を受ける教員に深く理解させる。

そして翌年(1948年)4月,台湾省政府教育 庁および民政庁は省訓練団に委ねて山地教員訓 練班を開いている。そのカリキュラムは国語推 行委員会の設計に則したものだったが,委員の なかの日本語が精通した者に「国語教材研究」 科目を担当させるとあり,日本語の存在を認め 実用主義的に利用していたことがわかる。さら に上記資料によれば,「4月初めから開始し, 9月に終えた。授業は計24週であり,講習を受 けた教員の言語水準には明らかな上昇がみられ た。これは第1回目の山地教員への言語訓練で あり,受講者はわずか120人余りにすぎなかっ た」とある。

具体例として、先住民族が多く住む山間部を 抱える花蓮、台東、台中の様子をみてみる。花 蓮県政府は「山地国民学校教員国語訓練班」を 開講し、山地国民学校の優れた教員48人に、国 語教育や精神訓練を施した。期間(1ヵ月)を 終えた後には、山地での国語推進の基幹を担う ことが期待された。また、台東県は1946年学年度から県立文化国民学校に山地の学齢期児童100人を入学させ、その費用は県政府が全額負担している「教育部国民教育司・台湾省行政長官公署教育処1947,46]。また台中県の和平郷では「和平郷山地国民学校教員訓練計画案」を策定し、1947年2月10日から1週間、県政府あるいは民政処の補助の下、郷内の各国民学校教員(15人)を対象とした講習が開かれている。その内容は、精神訓練3コマ、学校行政3コマ、音楽7コマ、各科教育法7コマ、国文3コマ、国語21コマ、体育3コマ、合計47コマ(1コマ50分)「台中県政府1947a」とあり、半分近くが国語の授業に充てられているのが分かる。

さらに当時学校教育を受けた側の回想をみる ことで、実態を把握する。 嘉義県の阿里山郷長 を務めた人物(1941年生まれ、ツォウ族)の証言 によれば、戦後間もない頃は制度が整っておら ず教師の質が劣っていた、という。この証言に よれば、多くの教師は小学校を卒業して簡易師 範学校を卒業すれば小学校で教えられるといっ た状態であった。また、授業といってもまじめ に授業をする者は少なく、わずかに1、2人の 教師が教科書に沿って授業を進めていた。とこ ろが、教科書の程度が非常に低かったと指摘す る。小学校3,4年生になっても国語教科書は 「来来来,来上学,大家来上学(来い,来い,来 い、学校に、皆学校に) といった類の短文が 載っており、6年間の小学校教育はまったくの 空白だったと振り返っている「嘉義県阿里山郷 達邦国小 2004. 6-7]。

また,戦後初期の国語学習に触れている華加志 (1936年生まれ,パイワン族,元立法委員,初 代行政院原住民族委員会主任委員)の口述記録に

よれば、「光復後、当時私は再び3年生から、 泰武国民学校に通うことになった。当時、政府 は急ぎ平地の漢人を探しだして、彼らを中学校、 商業学校卒業後にきちんとした師範学校ではな く、わずか6カ月の集中的な教育訓練クラスに 入れて、すぐ山地に送り教壇に立たせていた」 と、阿里山の例と同様の経験を述べている。華 を教えた教員とは、「屏東の潮州から来た先生 で、毎日『国語日報』を私たちに読ませ、国語 学習には一番良い助けとなった」と振り返って いる「余・台湾省諮議会2006、25-26、151」。

これには教師側(1929年生まれ、ツォウ族)の 証言もある。15、16歳で終戦を迎えたとき、ち ょうど日本の植民地当局による教育所の教育課 程を終えていた。日本人は台湾を離れ、当時の 唯一の教師は閩南人となった。ところが、この 教師が教える発音はすべて台湾語(注15)だった。 終戦間もないころは、教師の欠員を補うため大 量の臨時教師を必要とした過渡的時期で,この 証言者の阿里山の仲間は台北で開かれていた半 年間の国語補習課程に参加した。そして半年後 すぐ故郷に戻り里佳国民学校で4年間,臨時教 師を務めた。ところが臨時教師の数は少なく, 1人の教師が2学年以上を受け持っていた。と くに阿里山のような遠く離れた地域では、教員 不足が他の地域と比べてさらにひどく, 里佳国 民学校時代には1年生から6年生まで受け持ち, ひとつの教室に全児童を集めて学年ごとに順番 に授業していた状態だったという「嘉義県阿里 山郷達邦国小2004,89-90]。以上のことから、戦 後初期わずか数年で、山地の各学校に十分な国 語力のある教員を配置するのは相当困難だった ことがわかる(注16)。

しかも、児童がなかなか授業に出てこないと

いう事態も起きていた。このことについて,教 員だった陳武台は次のように振り返っている。

「民国35年3月29日付で、私は花蓮県当局から豊浜郷豊浜(バコン)国民学校教導主任(日本時代の主席訓導)に任命されるとともに、山地タガハン(馬里橋西方高地でマタアン渓寄り)の大観里国民学校で校長として勤務することになった。(略)日本時代には蕃地だったので、そこにはタガハン蕃童教育所があって警察官が教育を担当していたが、戦後には大観里国民学校になった。それで、まず教育所があったところに行ったら、暴風で建物は全壊のままで、どこかに持ち去られたのか机や腰かけもない。山脚近くにいたタロゴ番は戦後しばらく山奥に移転したので、生徒もなかなか見つからなかった」[陳1981,200]。

ところが陳は、日本統治時代の権威が力を発 揮したのだと述べる。

「それでも生徒が集まらないので、私は日本時代の官服・官帽をつけて鳳林の山地から馬鞍渓(マタアン渓)まで毎日々々督促にまわり、約1か月してようやく170名ばかりの生徒が集まったので、授業をはじめることができた。そのときは教員3名で、どうやら授業も愉快にやれるようになった」[陳1981,200-201]。

為政者が替わったからといって人々がすぐ対 応できるものでもなく、旧来の遺制が戦後の教 育施策で役立った一面があったのである。

では日本統治時代にすでに教育を受けた人々に対し、当時の国民党政権はどういった教育施策を考えていたのか。この点についても次にあるように、為政者はやはり学齢期児童教育と同じような視座をもっていた。

「山地人民の知識教養は低く、過去日本人の皇民化教育を受けてきたので、思想を正す必要がある。光復以来、日本時代の青年団を廃し山地青年服務隊を設け、国民学校・民教班で再教育を行い、教育で国家を愛する心を養った。また山地国民学校に無線受信機を1台置き、政令を伝達する。同時に、山地住民に国語が普及していないため、ラジオ局から別途山地向け番組を毎週月・木曜に日本語で放送する。そして『山地通訊』を毎週1回発行し、山地住民に現代の知識を教える」[台湾省民政庁1948.44-48]。

このように、児童だけでなく、成人もまた知識程度が低い、教化の対象としてとらえられていたことが見て取れる。また国語教育に関しては「日本統治時代に日本語普及が推進されたため、山地住民の受けた害は極めて深い。光復以来、政府は山地に国語を普及し、山地人民の文化水準を高めることに鑑み、国民学校に民教班を設け国語を推進して国語講習班を設立し、国語コンテストを積極的に実施する」とし、次の方法がとられた。

(1)学校において:(A) 授業では教科書で 国家が制定した発音および注音符号を教え、 学生に十分理解させる。(B) 毎週国語科の 討論会を開く。(C) 国語で歌ったり、物語 のスピーチを行ったりする。(D) 毎月1回全 クラスで国語スピーチコンテストを開く。 (E) 毎学期、全校国語スピーチコンテスト を行う。(F) 国語懇親会等を開く。(2)社会 において:(A) 出版された書籍を用い、図 を見て学ぶ識字活動では、すべてに注音符号 を付す。(B) 成年クラス、婦人クラスを開く。 (C) 全村国語スピーチ大会を開く。「台湾省 民政庁 1948, 44-48]

このように、民教班という場を通じて、日本語 (=日本統治時代の国語) により教育された 先住民族に、中国語 (=戦後の国語) 教育を施 そうとしていたことがわかる。

結果,台湾省政府教育庁の資料によれば,戦後初期5年間で,学齢期教育,非学齢期教育ともに,学校数,クラス数,学生数がすべて順調に伸びている,と記されている(注17)。だがこれは統計数字上の話であり,実際のところこれまでに触れた実態からすると,当時の政権が戦後初期の台湾山地社会で模索と混沌のなか国語教育を進めていた内実を把握できる。

ところが、次にみる1950年代からの台湾社会は、それまでの状況とは大きく変化する。1949年5月20日、台湾はその後38年にわたり戒厳令が敷かれ、政府の効果的なコントロールの下、台湾社会は長期的に安定した状態へと入る[薛等2003,9-10]。1949年末には国民党中央政府が台湾へ移転し、台湾を大陸反攻、反共の拠点とする。そのため、山地でも平地と同様に、他の言語を介さず国語で国語を教える授業方法(直接法)を採用し、学校で先住民族の言語を話すと罰せられるといった、それまでと比して急進的な国語普及が進められていくこととなる。

Ⅲ 中央政府移転後における山地での国語普及

――日本語の排除、先住民族言語の 習得からその排除へ――

国民党中央政府の台湾移転後,とくに台湾内部から抵抗の声を発する力が微弱だった1950~60年代にかけては、政権による上からの台湾社

会に対する一大「中国人化」運動の時期だった。この「中国人になるために学ぶ」(Learning to be Chinese) ということは、本省人にとっては、統治エリートが主流文化として提示する言語・文化に同化することでもあった [若林 2008a, 78-79]。山地では、「山地平地化(注18)」という名で展開された。

そのとき、山地でまず排除の対象となった言語は、戦後しばらく政令伝達のためその存在が許容されていた日本語だった。そして日本語を排除する代わりにとられた方法とは、山地での任務に当たる者に先住民族の言語を学習させることだった。

1. 日本語の排除と先住民族言語の習得

台湾省政府は山地では日本語が多用されることを把握しており、1949年に台湾省主席陳誠は、

「1.本省各山地および平地各機関の公務 員教員は人々と話をするとき、やはり日本語 を主として使っている。甚だしくは、外省 人(注19)は国語が不便と感じ、できるだけ日本 語のことを調べ考えている状態だ。各郷村の 児童には父母が日本語を教え、児童は国語学 習に厭きている。2.今後全省各機関の職員 は日本語を使った会話をできるだけ避け、先 頭に立って国語を使用すること」[台中県政 府 1949a]。

と山地での任務に当たる者へ指示を発し、日本 語使用を避けるよう呼びかけた。

その後,1951年4月に台湾省民政庁は,先住 民族の日本語使用を禁じる「台湾省各県山地推 行国語辦法」草案を提出した[『中央日報』 1951a] (注20)。これに対し,林瑞昌(タイヤル族, 1899~1954) は同年6月の省参議会第11次会期 にて,この辦法は先住民族との意思疎通に多大 な影響を与えるのではないかとし,次の点を問 うている。

「民政庁が発行する『山光新報』は最近, 国語で編集されるようになった。山地の国語 の程度は平地ほどまで至っておらず,もしす べて国語を用いることになれば,山の住民に 考えをおし広めることができなくなる。最近, この点についての不満を耳にする。暫定的に 国語と日本語を混ぜ,政令や国内外のニュー スをあまねく山地僻地に伝達させることは, 国語の推進の助けとなるのではないだろう か」[『公論報』1951]。

これに対し、民政庁長楊肇嘉は次のように答 えている。

「国語を普及する見地から、早く国語に熟知するよう一時的には我慢させざるをえない。山地方言でもって代替する予定だ。現在、国語推行委員会は山地方言の注音符号(注21)を立案しているところである」[『公論報』1951]。

つまり、日本統治時代末期には一定程度日本語が普及されていた山地社会で、戦後になり突然日本語の使用が禁じられると、先住民族社会に混乱を来すので、林は先住民族の声を代弁して国語政策に不満を示していたのだった。しかし、楊の立場はあくまで早急な日本語排除であり、林の示した日本語を残す要求は退けられたのであった(注22)。

その後も再三にわたり日本語使用禁止令が出される(注23)が、早急に日本語使用が止む気配はなかった。実のところ1950年代以後も、山地では非公認のかたちで日本語が使われていた。なぜなら先住民族は、日本語は使い慣れていて意思疎通が容易だから、という理由を示していた

からだ。さらには親しみやすさを表現するため、「私事を(日本語で)話すのみならず、公的な事柄まで日本語を用いている。会議で国語を使うと、一部の人が聞き取れないため、時間節約のため日本語を使っている」[『山光周刊』1954c]という状況もみられた。

この頃山地での意思疎通のため日本語に取って代わる方法として考案,実施されたのは,上述の楊肇嘉が述べる先住民族の言語を山地での任務に従事する者に学ばせることだった。1949年12月,台湾省民政庁長蒋渭川は,

「山地郷村の重要人員は実際のところ基層 の山地民衆と接触が多く、山地各部落では言 語も一様でなく、日本語が広く使われている。 山地では日本語は普及しており、おのずと日 本語で令が発せられてきた。だができる限り 日本語の使用は避けて、積極的に国語を推進 すること」

とし, その方策として,

「今日,国語がいまだ普及していない過渡期において,郷村での任務の利を図りその効率を高めるため,山地郷村の任務に当たる者は地元方言(引用者注:先住民族言語)を学び,また一方では積極的に国語普及を推進すること」

という令を出している。先住民族言語を学習しつつも着実に国語を普及するため、各地域それぞれの方法が定められ、テストも行うこととされた[台中県政府 1949b]。

翌1950年1月25日,「39年度山地行政検討会」 が省政府で開かれた。民政庁長蒋渭川が主席を 務め、そのなかで「山地で任務にあたる者は苦 労に耐え、国語教育を推進し、また山地方言を 学び、その任務に努力し、そして山地人民の模 範となるよう努めなければならない^(注24)」[『国 語日報』1950] とされた。

具体的な先住民族言語学習についての規定を, 台中県政府の資料「中峰区山地公教人員学習当 地方言推行国語辦法」からみてみたい。ここに は,

「(略)本署は毎期講習の終了時、各郷へ人を遣わしテストを実施する。第3期終了時には国語、地元言語のスピーチコンテストを実施し、その成績に応じて賞罰を出す。今後、新任公務員・教員で国語に通じないものは任用しない。現職者は第3期講習終了時に国語に通じないのであれば、同じく任用しない(注25)」[台中県政府1950]。

と記されている。つまり、主たる目的は国語普及であるが、その際、先住民族の言語を学ぶことも評価の対象に含まれていたのである(注26)。

2. 学校における先住民族言語の排除

国語普及において重要な役割を果たしていたのは、やはり学校だった。具体的に教育に関する条文をみてみると、1950年6月に教育部から公布された「戡乱建国教育実施綱要」の序文には、「(略) ここに制定する戡乱建国教育実施綱要は、目下の必要性に応じたもの」であり「全国の教育の組織をすべて戡乱建国中心にし、偉大な新たな力を生み出す」とある[台湾省政府教育庁1955,243]。戡乱建国とは、共産党の反乱鎮圧に国家の一切が動員されるという状態におかれることを指す。そのうえで、学校において三民主義教育を強化することを明示していた。こうしたイデオロギー教育が強化された理由については、劉維開の研究[劉2011,274-309]

に詳しい。端的にいえば、国共内戦の敗北要因

のひとつに蒋介石は教育の失敗を掲げ、そのうえで三民主義教育強化の方針を定めたことがあったからである。蒋介石はさらに教育を軍事教育と学校教育の2つに分け、蒋は軍事教育の失敗のみならず学校教育も失敗したと結論づけた。1951年9月「教育與革命建国的関係」という演説において、「我々の最大の失敗とは教育と文化である。(略) 我々は長年にわたり教育に失敗したため、このたびの全面的な失敗の主要因をつくり出したのだ」と述べた。劉は、蒋によるこのような検討が後の台湾における教育政策と発展に大きく影響を与えている、との見解を示している[劉 2011, 290-291]。

このイデオロギー教育が推進強化されるとき 採られた教授法は、方言を排除した国語教育で あった。方言を排除することは、『中央日報』 に台湾省政府教育庁からの通知による規定とし て、その方針が記されている。記事によれば 「国民学校の授業では、方言使用を禁止する。 国語の程度の低い教員は任用しない」とある [『中央日報』1951b]。

とくに平地と異なり、山地では教員と学生それぞれの言語が異なった。つまり「先生は日本語を話せるかもしれないが、7、8歳の高山児童は日本語を理解しない。5、6年生の児童は少し理解するかもしれないが、それでも十分運用できるほどではない。先生は閩南語を話せるかもしれないが、児童は閩南語を理解しない。どうすればよいのだろうか?」といった状況である[王 1963, 46-47](注27)。

そのもっともよい解決方法として直接法,つまり国語で国語を教える方法を採用することが提起されたのだった。台湾省政府教育庁「各県山地国民学校改進教学方法應用注意事項」(1952)

年1月10日) にあるとおり、

「1. 授業方法は直接法を主とし、その理解を助けるため、実物、図表やグラフ、模型といった教具をできるだけ用いる。

2. 授業の言語は、低学年では斟酌して山 地語を使う他は一律に国語を用い、日本語使 用を厳禁する。教員が学生と話をするときも 同じである(以下略)」[張 1987, 100-101]。 とされたのだった。

日本語使用を禁止する具体的な方法も編み出されていた。花蓮の先住民族子弟が通う学校(秀林郷銅門国民学校)は「禁止学生使用日語辦法」を制定していた。その要点は次のとおりである。

(1)授業,公共の場,先生と学生の会話,ク ラスメートとの会話すべてに国語を用い、日 本語を使ってはならない。(2)国語で話すのが 難しいとき, 月曜から金曜までは方言, 山地 語で代替する。だが金曜を過ぎると方言も 使ってはならない。(3)山地語で表現できない 語句で、日本語でも代替できないとき、まず 先生に国語の語彙を教わる。(4)規定を1回犯 せば警告, 3回で過失とし記録に残し, 27回 以上で留年。(5)クラスメートで日本語を話す 者がいれば,教師へ報告する。報告なき場合, 処分は2倍。(6)クラスメートで日本語を話す 者がおり、教師に報告すれば、1回分の功績。 この方法は1951年4月から実施された。その 後, 夏休みを経て新学期に入ったとき, 日本語 での会話は皆無となってすべて先住民族の言語 だけが使われるようになり,次の目標として先 住民族の言語すら禁止し, すべて国語を使うこ とが目指されたのだった[『国語日報』1951](注28)。

学校で話せる唯一の言語が国語のみに限られ

ていく様子については、山に生きた人々の共通 の経験だった。当事者(1949年生まれ、ツォウ 族)の回想によれば、

「もし、先住民族の言語を話してしまえば、『我不説方言』(私は方言を話しません)という札をかけられるだけでなく、体罰や労働を強いられたのだった。このことは小さい頃からツォウ語を話す者にとっては大きな試練だった。さらに、中国大陸から来た退役軍人の教師らの出身地方はそれぞれ異なっているので、出身地域の訛りで話していた。児童は国語を理解すらできないのに、教員の訛りに慣れる必要があった」[嘉義県阿里山郷達邦国小2004, 8-9](注29)。

のである

では教員についてはどのような対応がなされていたのか。まず1951年5月に、教育庁から各県政府を通じて、山地国語教育を着実に実行する以下の規定が定められ、教員の質向上が図られた。

(1)山地国民学校校長・教員で国語を理解しない者は、指定された期間内に補習を受けるよう命ずる。期間満了後なお不十分な者は免職にする。その後に各県では国語を理解しない者を国民学校校長、教員に任命してはいけない。(2)山地国民学校の授業は、すべて国語を用い、必要時には山地語を補助として使う。日本語使用は絶対禁止とし、違反者は免職とする。(3)山地国民学校は積極的に話す教育を強化しなければならず、また、中心訓練週の内容に協力し、一日一句国語運動を厳格に推進する。各県政府教育科は毎期職員を派遣し、その成績を厳しく検査して、校長・教員の勤務評定の第一重要項目とする。成績が劣る者

は協議する(台湾省政府教育庁代電→各県政府 事由:電為訂定「考核山地学校推行国語成績 辦理要点」三項希遵辦 1951年5月12日)[傅他 1998,330]。

つまり勤務評定に影響を与えるという圧力を かけ、教員の国語力向上を図ったのだった。

だが、実際のところ国語力の問題の前に、そもそも教員数が不足するという事態が生じていた。 嘉義県呉鳳郷(後に阿里山郷へと名称変更)の例をみてみると、3 学年の児童で1クラス(20~30人規模)が構成されていた。教員は地元の先住民族が担っていたものの、

「今日、山地国民学校の児童の成績は悪いが、教師が実にその重要な要因を占めている。 少数の教師を除き、国語の基礎は多くの教員 でひどく、その知識に欠けている。授業時の 誤りがとても多い。授業方法とは本に沿って 字を教え説明するだけで、他の方法がない」 [謝 1955, 2-5]。

と観察されていた。しかもこの記事の筆者は、 教科書は平地とは異なり、比較的簡略で浅い内容であり、山地児童が平地に下りて中学を受験するのは難しく、進学を希望する場合、卒業後に1、2年の補習を受けてようやく合格できた、 と指摘するのである(注30)。

以上の問題点を行政の側も理解しており、台 湾省教育庁の「台湾省加強山地教育実施辦法」 は行政院の裁定を経て1958年に公布されること になったが、その要点は、

「山地国民学校は出席数が25人以上であれば単式学級,そうでなければ複式学級とする。 国語を理解しない教員は、山地の学校へ送り 込まない。反すれば不適格教員が免職となる ほか、教育科長も処分を受ける。毎学期、県 政府は平地・山地の優秀な教員を相互に異動させるか、普通師範卒業生を山に送り込む。 原則、師範学校卒業の先住民族学生は、故郷に戻り教壇に立つ。必要に応じ、平地国民学校で1年の見習いの後、山地に戻す」[『国語日報』1957; 台湾省政府教育庁 1974, 22-24]。

であり、教員の質確保に努めていた。

しかも,教育庁長劉真は山地教員を養成する ため,その翌年から山地師範科を設置すると決 めた。さらに劉は,山地籍省議員潘福隆の質問 に対し,

「各師範学校と師範大学は山地籍学生の枠がある。山地青年の体力や知力は、平地に劣るものではない。当局は積極的に山地青年に発揮できる機会を与えていく。(略)山地師範科の設置には教育庁はすでに積極的に計画をたてており、花蓮師範や屏東師範に附設する予定である」「『国語日報』1958」。

と, 山地教育の質向上を目指した前向きな返答 をしている。

こうした行政側の改善策が功を奏したのか、 それまで山地では平地と異なる教科書が使われ ていたものの、「1959学年度より、山地と平地 の国民教育水準を同一にすべく、全省各山地国 民学校では、一律にすべて平地教科書を用いる こととする」といった措置がなされるに至った [『国語日報』1959a]。さらに教育庁は山地奨学 金300名枠のほか、学生の必須用品(蚊帳、毛布、 衛生衣、靴4足)を手当てしたりした[『国語日 報』1959b]。

ただ改善策を打ち出しても、欠席率の高さが立ちはだかっていた。理由としては、病気、農繁期の手伝い、雨具がない、大人が子供を地域行事に出す、平地へ出かける、学校設備が古く、

体育の器材もないので学校に興味を示さない、家庭が貧しく家事の手伝いをする、学用品が買えない、さらには、宿題を終えておらず先生から叱られないようにするため、といったものすら挙げられていた。結果、授業の進度が遅くなり、月日を重ねることで、おのずと児童の学力は下がってしまうのだった。新聞記者の観察では、6年生児童の学力とは、平地の3、4年生と同程度だったのである[劉1959]。

以上のとおり日本語や先住民族言語を罰則で 排除し国語教育を進展させる一方,欠席率の高 さによる学力低水準が指摘されるという事態が 学校でみられた。だが,山地での国語普及は紆 余曲折を経ながらも学校教育を受けた子供を中 心に,着実に進行していた。そのことは,次の 孫大川 (1953年生まれ,プユマ族,現行政院原住 民族委員会主任委員)の文章からも明らかになる。 孫は,

「我がプユマ族の経験で言うと、1950年以降に生まれた者の多くはプユマ語で複雑な話ができず、歴史上の故事来歴についての認識も非常に表面的なものしか持っていない。その後の世代の若者たち、特に三代目の者たちに至ってはほとんど外国人で、文化的アイデンティティの問題は彼らにとっては完全に神話である」[孫 2008, 317-319]。

と,学校教育により戦後世代は先住民族独自の 言語,文化を学ぶ機会が奪われてしまったこと を指摘するのである。

さらに台湾省民政庁の委託により行われた調査 (中央研究院民族学研究所の研究者らが実施) によれば、山地での非識字率は、1953年は33.20パーセントであるが、1957年には13.13 パーセント、1972年は9.32パーセント、1978年

は7.66パーセントと,統計上は国語普及の進展 が確認できる。同調査の解説文には,

「基礎教育についてはかなりの効果をあげ、非識字人口が低下した。(略)山地教育政策は成功と失敗が半分ずつである。成功とは各種保護的な山地教育政策により山地社会人口の初等教育水準は確実に年々高まったことだ。(略)失敗とは高等教育の状況が悪化していることだ」[李亦園・台湾省政府民政庁・中央研究院民族学研究所 1983.56]。

とあり、ひとまずは、戦後の義務教育課程を通 じ山地では国語が着実に普及されたとみること ができる。

3. 非学齢期者への国語普及

日本統治時代にすでに教育を受け学齢期を過ぎ、国語を学んだことがない30~40歳に達していた者は、民教班と呼ばれる夜間補習クラスを受講していた [余・台湾省諮議会議 2006, 28]。だが、その成果や評判は、義務教育に比べてもさらに悪いものばかりだった。桃園県の角板山で活動する台湾省青年服務団(注31)団員から団長へ宛てられた手紙(1951年7月9日付)では、国語教育の現状について触れられている。そこには、

「現行の国語推進は、よい結果をもたらしていない。各山地郷には民衆国語補習班が置かれているが、実際には形骸化しており、目標を失っている。(略)彼らは国語を話しても何の便利さも利益もなく、国語が話せないからといって何の障碍もないので必要ないと感じている」[徐 1956, 43-44]。

としたためられている。

嘉義県呉鳳郷の例をみてみると、毎晩2時間

授業が行われ、出席率はよかったのだが、通学に徒歩で1、2時間かかっていた。しかも女性は子供を背負って授業に出ていた。ところが「毎年1冊の本を教え、教師、学生は毎日参加するものの、結果は字を読めない、書けない、日常生活の国語も聞きとれない、話せない、と効果がまったく上がっていない」といった声が上がっていた。しかも「教師は昼間に仕事をし、夜は民教班で教壇に立つ。(略)昼間の教員が交代で兼任している。これは教師の健康や授業準備などに大きな影響を与えているのでは?」と、負担増による非効率さも指摘されていた[謝1955,2-5]。

しかも、白柳弘幸(玉川大学教育博物館)によるインタビュー記録には、日本統治時代にすでに教育を受けてしまった者は、その内面化された日本という要素により、民教班で新たに国語を学ぶ意欲はなかったという証言も残されている(注32)。

ただここで留意を要するのは、単に国語を学習する動機づけが薄かったという理由づけだけでなく、平地の漢人と山地の先住民族との間に横たわる、ある種の思考、観念のずれである。すなわち、平地の漢人には書に親しむことは崇高だ、という観念があるが、先住民族には知識人という価値観や、勉強することの大切さという考えはあまりなく、当時ほとんどの先住民族は、学校に通うこととはやむを得ないことだ、と考えていたのである「莫那能 2010, 41-44」。

また、国語と先住民族言語との言語学上の距離や居住環境により、先住民族の国語習得が遅れているのだとも指摘されていた。新聞記者は、

「台湾の閩南語,客家語は漢語に属し,音, 語彙,語順について大きく学び直す必要がな い。しかし、山地同胞の言語から国語を学ぶのであれば、音の概念どころか、語彙、語順も一から学ばなければならない|

と観察しており、続けて「彼らが国語を学ぶことは、外国人が我々の国語を学ぶようなものだ」としている。もうひとつは環境の違いで、「平地で国語を学ぶには良い条件がそろっている。たとえば、映画、劇、書物、人との接触などで、どこへ行っても国語を聞き、また話す機会がある」[陳 1953] と指摘するのである(注33)。

しかし、山地で任務に当たる警察官は、近場の民教班で国語を学習することが定められ、日常会話は国語を用い、日本語と先住民族の言語は使わないことで、住民の模範となることが求められていた。しかも、

「山地国語運動の推進は、国策であり躊躇できないので、徹底すべく、警山字第37179号代電の規定により、山地警官は本年9月末より国語に精通することとし、10月以後は、本処は人を派遣してテストを行い、不合格者は処分する」[台湾省警務処1952]。

とされ、評価にさらされる警官は国語を学ばざるをえない状況におかれた。

さらに山では国語スピーチコンテストが開かれ(注34),入山者は必ず国語を使うよう注意喚起される[台湾省政府地政処1957]など、先住民族の社会を国語が遍く使われる場所へと変貌させようとする努力もみられた。

ただ、民教班とは違う空間での大人たちの集まりは良好だった。桃園県復興郷では、三光分駐所巡官からの報告として、「高義国民学校付近の民教班は、本年3月12日授業を開始した。受講者は毎日平均3、4人であり、天候不良だと1人も来ない」という状況だった。そこで、

「4月6日夜9時に,前任校長崔光煒,山地治安指揮所参謀宋鎮中,村幹事李村訓,代理巡查白静波らが高義蘭部落基督長老教会に赴いた。その部落集会には約30人の住民が参加している」[台湾省警務処1956] とあるように,教会は人が集まる場となっており,民教班へは足が遠のいていたのである(注35)。このことは省政府の注意を引くこととなり,「目下,山地の布教,特に真耶蘇教が毎晩集会をし,民教班は極めて開きにくくなっている。制限を加える必要がある」[台湾省政府地政処1955] と報告されている。

おわりに

筆者は冒頭で、先住民族は戦後になり日本統治時代の言語政策にどう向き合ったのか、その後続く脱植民地化が代行された先住民族社会で、どのような一元的な言語政策が推し進められたのか、またその実態はどうだったのか、という問いを掲げた。そして本稿での検討を経ることで、次のことが言えるのではないかと考える。

国語以外の言語は学校など公的な場から排除するという点において、同時代的に進められた平野部の言語政策 [森田 2009] と山地でのそれは、基本的には同じ性質のものだった。ただ、山地の場合少々事情が異なった。それは平野部で戦後初期のごくわずかな期間みられた主体的に国語を学習するという姿勢が、あまりみられなかったことである。そして国語を学ぶこともなく、日本語と先住民族の言語を使い続けたのだった。

戦後初期 (1945~49年) の頃は, 学校施設の 荒廃や教員不足などによる模索と混沌により. 十分な教育の進展はみられなかった。だが1950年代からは、基本的には日本語、そして先住民族の言語は排除されるべき対象であり、もし学校などで使うと罰則が科せられるという手段がとられた。山地での任務に当たる人々に対し、先住民族言語を学習することも奨励されたが、これは実用面の観点から出された指示にすぎず、過渡的に先住民族の言語を許容しただけだった。

ただ,50年代以降に国語普及が急進化したという視点だけでなく,山地特有の次の要素も見逃すことができないであろう。それは,国民党政権が敵の集団と想定する共産党の根拠地建設地域として,山地が狙われているとみて警戒を強めていた点である(注36)。この緊張感に包まれる山地社会において,人々が日本語,先住民族の言語を使って日常生活を営み,信仰をもつという行為は,時の為政者の目には,何を企んでいるのか理解不能だという恐怖に映り,国語以外の言語を何とか排除したいという思いに駆られたのでは,とも考えることができる(注37)。

しかし、人々に国語学習への圧力がかかった とはいえ、その実態は政府の期待を満足させる ものではなかった。その理由として、学校では やはりソフト(教員の質)やハード(校舎)の 改善が進みにくかったことに加え、児童の出席 率は低かったからだ。また非学齢期を対象とし た民教班の学生は、結局のところ教員、学生と もに積極的な参加はみられなかった。

だが、60、70年代へと時代が下がってくると、徐々に学校教育の効果が表れ、先住民族の間で国語が広く普及されていく。このことは使用語の世代間格差を生んでしまうことに結びついた[徐1983,26]。具体例を挙げると、若者は国語で教会の礼拝に参加するのだが、日本統治時代

生まれの者はそれができず、年配者が教会で周縁化されてしまう現象までみられるに至るのである[張 1982, 3]。

ところが1980年代以後になり先住民族の母語 回復へ向けた動きが活発化してくる頃になると, 牧師が先住民族言語のテキスト編纂にかかわる ことになる [李・林 1995]。つまり、戦後一貫 した国語政策にもかかわらず、先住民族の言語 がキリスト教会に留まったことが確認できるの である。だがここまで述べてきたとおり、政権 にすれば国語は普及すべき言語であり、先住民 族の言語を教会からも排除したいであろうとは 容易に想像がつく。では国語政策の下、布教で の言語にどのように圧力がかけられたのか、ま た, 山地の教会はいかにしてその数十年にわた る国語政策のなか先住民族言語を使い、維持・ 継承させたのか、という問いが立てられること になる。この先住民族言語にまつわる政権と教 会との葛藤については別稿「森田2013」で議論 を進め、さらに山地社会における言語政策の全 体像を把握することとしたい。

(注1)本稿での「原住民族」「先住民族」という語彙の使い分けは、次のとおりである。民主化、台湾化の動きが急速に進んだ1980年代半ば以後、オーストロネシア語族系住民の一部の人々である高等教育を受けた教育エリートや、キリスト教会に所属する宗教エリートらの主導によって権利回復運動が進められ、こうした運動を通じて彼らは「台湾原住民族」という公的な名称を獲得した[石垣 2011,16]。そのため、彼らが1980年代以後展開する権利回復の運動については「原住民族運動」という語彙を用いる。それに対し、本稿は1980年代以前を議論の中心に据えているため、一般名詞としての「先住民族」という表現を用いる。

(注2) 先住民族言語の回復とその実践につい

て研究しているものとして,国立政治大學原住 民族語言教育文化研究中心 [2005-],国立台東 大学華語文学系企劃編輯 [2007] などがある。

(注3) なお山地行政史については,近年,藤井 [2001],林 [2007],陳 [2008] といった研究が出されている。また,山地行政の当事者(台湾省政府民政庁山地科)の記録や口述記録として郭 [1975],林 [2009,107-175] がある。直近では,松岡格による戦後台湾山地史研究が公刊されているが [松岡 2012],同書は言語政策を主たる議論にはしていない。

(注4) 脱植民地化の代行とは、近年若林正丈が提起している次の把握のことである。「(略)統治エリートから見れば、自身の『中華民族』観に沿ったこれらの国民統合政策こそが台湾の脱植民地化に他ならなかった。しかし、『反共復国』を堅持し強力な政治警察を抱えた蒋介石政権の進める脱植民地化は、実際に植民地統治を受けた台湾人からすれば、『代行された脱植民地化』であり、そこに生じた抑圧は政治エリートの二重構造や『台湾的なるもの』からの価値剥奪のような不平等な構造を伴っていたから、一種の植民地性があったと言えよう。少なくとも、本省人の側からはそのように感得される場合が多かったのである。(略)」[若林 2008b, 290]。

(注5)戦後初期台湾(1945~47年)では中国大陸と同様の省制はとらず、中央政府に任命された行政長官が行政、立法、司法の権限を一手に握る特殊制度がとられ、さらに行政長官は、台湾省に所在する中央政府機関に対して指揮監督権を有するものとされた。加えて、長官の陳儀は台湾省警備総司令として、直属の特殊部隊・通信部隊や陸軍第七○軍をはじめとする台湾進駐の陸海空軍、憲兵部隊の指揮権をも有していた。これは、「本省人」となった台湾人からは、日本統治時代前半期の武官総督に勝るとも劣らない独裁的権限を付与されているものとみられるようになり、行政長官公署は間もなく失望とともに「新総督府」と揶揄されるようになった[若林 2008a, 41-42]。

(注6) 孫文は、「漢民族を中心に満、蔵、回

などを同化せしめて、漢民族を改めて中華民族とする」(1921年3月6日の演説)と述べたように、大漢族主義的観念が強いことは、これまでも重ねて指摘されている[毛里1998,17]。筆者は、孫文の少数民族政策思想が戦後初期台湾の先住民族施策にも具現化されていると考える。

(注7) 黄はさらに、戦後台湾へ帰還した先住 民族出身の元日本兵たちは、中華民国接収部隊 が台湾に駐留しているのを目撃し、彼らの国家 の内実がすっかり変わってしまったことに気づ き、ホーロー人や客家人のような原郷イメージ を国民党政権に重ねることのなかった先住民族 にとって, この衝撃は平地の人々よりはるかに 大きかった、と指摘している。また孫大川(1953 年生まれ, プユマ族, 現行政院原住民族委員会 主任委員)は、戦後の政権について、先住民族 は次のように観察していたと述べている。「私は かつて『終戦』の後、先住民族らに植民地政府 から国民党政権への転換は、心理面、適応面に 何らかの問題をもたらしたか?と尋ねたことが ある。大方の答えは『ない』だった。彼らはも ちろん, 日本政府に少しばかりの感情はある。 だがこの感情はかなり脆いものであり、すぐさ ま新たな統治者へと転移していった。ある高齢 の先住民族の母親は,感情をむき出しにして次 のように語っている。『私たちにすれば、誰が来 ようと同じだ。この土地に一体感をもつほかに, 我々は他の文化や祖国への一体感といった危機 感はないのである』。確かに『終戦』は台湾に 『解放』をもたらした。だが先住民族は閩、客同 胞の如く『祖国』へ復帰するというものではな く,何か深刻な『期待』を抱いていた。もちろ ん、閩、客同胞のような、目の当たりにした『祖 国』の接収官吏らの無能, 残虐の後のあれほど の深い『幻滅』、『屈辱』感を引き起こすことも なかった。どのみち『誰が来ようと同じ』であ り, すべて外来政権なのである!」[孫1991、 153]。また終戦直後の日本側による記録からも, 日本へのまなざしの一部がわかる。「(略) 尚高 砂族に於きましては其の素朴純情なる気持を以 て日本の敗戦に同情せる実情でありまして今次

に於ける犠牲及貢献を想ふ時別離の情を禁じ得 ざるものがあり、将来に於ける同族の多幸を祈っ て已まぬ次第であります。(略)」[台湾総督府残 務整理事務所 1946]。

(注8) 楽野村教育所卒,台南第一青年学校卒,1943年日本陸軍予備幹部候補生訓練団歩兵科。1945年ソ連の満州侵攻後,シベリアへ送られたのち台湾へ戻る。1947年楽野村村長。「二二八事件」ではツォウ族青年を引き連れ水上飛行場などを攻める。台南県参議員,台南県政府山地行政組長など。1948年に陳顕富と知り合い,台北市で簡吉らと接触し,共産党の山地活動問題を議論し,林瑞昌と「高砂族自治委員会」を組織するよう指示する。1949年民政庁山地指導員,台湾省警務処山地警務室兼任科員。楽野村食品工場を開設(共産党員林白の資金提供)。1950年蔡孝乾が主宰する会議に参加。1952年逮捕,1954年処刑[何 2008,1047-1049]。

(注9) 本資料について、筆者は次の点につい て配慮を要すると考える。日本統治時代であれ ば、近藤正己が次に述べるように、先住民族自 身の声を読み取ることのできる資料『理蕃の友』 が存在する。「『理蕃の友』のなかで最も貴重な のは、おそらく先住民自らの言葉である。それ がたとえ『奴隷の言葉』で発せられていても, われわれ日本人はそれを何度も読み返し、それ が何を意味しているのかを想わなくてはならな い。『理蕃の友』の廃刊後になると、急速に死亡 率が高くなり、帰還できなかった大勢の高砂義 勇隊員がいたのだから」[近藤 1993,13]。戦後 台湾には『理蕃の友』に類する出版物はなく, しかも後述するように先住民族の声を代弁する 人物(省議会議員の林瑞昌など)は捕らえられ る存在となり, こうした先住民族の発する言葉 を残した資料はあまりみられない。よって、本 稿ではこの資料は戦後台湾の白色テロの下で作 成されたという前提を理解しつつも、先住民族 の言葉を掬い取れる貴重な資料と考え引用する。

(注10) 後述するタング・ワタン (1930年生まれ,タイヤル族) も同様の見解を述べている。 「日本が敗戦し、中国人がやってきた。その時を 『光復』というのは台湾が『祖国』に復帰したか らであり、少数民族の境遇も改善を望めるはず であった。しかし、タイヤル族の挫折感は非常 に深かった。新政権が伴ってきたものは、それ までとは異なる言語、生活習慣、法律道徳であっ た。少数民族には自己の運命を切り開く力がな く, 伝統文化も頼るに足らない。新政権への期 待と同時に、パニック、失望、不満が山地社会 に充満した。適応しきれない部族の幾人かは結 局のところ深山に帰り、過去の狩猟・焼き畑生 活に戻った。歴史的に台湾と密接な関係のなかっ た新政権に対して、それが漢人のいわゆる『祖 国』であるという以外,全く何も分からなかっ たのである。その政権の性格,作風,山地政策 はどうか、部族の人々には分かる術もなく、そ れ故、傍観の態度を採ったのである。(略)」[タ ング・ワタン 1999, 57]。

(注11) 近藤正己の研究 [近藤 1996, 294-295] で明らかにされているように、1942年における 先住民全人口に占める割合としての日本語普及率 (教育所と国語講習所での学習者と卒業・修了者) は50.6パーセントであった。種族別にみると、平地の近くに居住していたサイセット族 (57.6パーセント) や、「討伐」の激しかったタイヤル族 (55.2パーセント), ツォウ族 (57.0パーセント) が高い。

(注12) 1968年の9年国民教育実施までは、この「国民学校」が義務教育課程であった。なお、1946年1月2日には、「本省高山族教員は警察が授業を担っていたが、本年度から一律国民学校へと改め、各県が接収管理して、教育平等を示す」と「教育所」からの制度変更がなされている「台湾省行政長官公署教育処1946,216]。

(注13) 湯守仁はさらに、戦後初期の山地行政について、問題点を次のように列挙している(「湯守仁摺呈山地郷問題 民国41年9月10日」)。「山地任務要員の人事問題:機関の長はできるだけ山地を理解する国内人員か、地元の山胞(引用者注:当時においては先住民族を指す言葉。『山地同胞』の略称)を任用すべきだ。理由:平地人の長は、日本統治時代には山地行政を処理

する能力が養われなかった。その多くは山地の 状況を理解しておらず、よって山胞の全面的な協力を得られず、互いの感情には摩擦があり、 日々深くなっており、その結果は憂慮される。 (略) 統一された山地行政機構について:現在の 各級行政機関は複雑で、一般の山胞は適応できず、政府の毎年の山地予算額は小さすぎるとは 言えないが、その実行力は極めてわずかである。 その理由は組織が複雑すぎて人員も多く、政府 の経済力を消耗していて、互いに責任を取らず 転嫁するからだ。よって、政府の財力を節約し、 山胞に利するため、一般山胞は統一した山地行 政機構をおくよう望んでいる」[何 2008, 721-725]。

(注14)「台湾省高砂族師訓練辦法:省立台北, 台中,台南各師範学校に置く。訓練所訓練班問 わず,高砂族男性に限る。普通科,師資訓練班, 特種簡易訓練班を置く。普通科,特種簡易訓練 班は3年,師資訓練班の修業期間は1年。訓練 所訓練班の入学資格は,特種簡易師範班が6年 生国民学校卒の他は,省立各師範学校と同じ。 教員は,省立各師範学校で他に任用するほかは, できるだけ高砂族の元師範学校卒業生を充てる。 学生は,省立各師範学校学生と同じく公費待遇 とする。学生は卒業後,高砂族同胞の住む地域 の国民学校で教える。本処はその人事を保障す るたけでなく,その待遇は普通国民学校より1, 2級高くする」[台湾省行政長官公署教育処 1946,85-86]。

(注15) 台湾の4大エスニックグループ(ホーロー人、客家人、先住民族、外省人)のうち、主としてホーロー人が家庭などの場で用いる言語。閩南語とも呼ばれる。

(注16) この教員の素質については、先住民族 出身議員からも批判を受けることになる。林瑞 昌(ロシン・ワタン、日本名・日野三郎、タイ ヤル族、1899~1954年) は台湾省議員在任時、 雑誌『旁観』(1951年2月)に「本省山地行政的 検討」(本省の山地行政を検証する)(全8項) という文章を載せ、その第5項「什麼時候才可 結束山地行政?」(いつ山地行政は終了するの か?)で、20年を期限とした計画性のある山地 近代化の完成を主張するとともに、山地におけ る国語教育について考えを示している。「(略) 人々(引用者注:平野部の人々)は常々、国民 学校の教科書は山胞学童には難しすぎると憂慮 しているが、これは山地児童の能力に問題があ るからではない。言語の隔たりによるものであ り, 教材と実際の生活に関連性がなく, また教 員の素質に問題があり、指導方法を知らないこ とによるものだ。熱意があり資格を有する教員 のいる学校では、国民学校の教科書に沿って学 習できるだけでなく、学童の話す国語は、何度 もコンテストに参加でき、優秀な成績を修める ことができるほどだ。(略)」[紀念1993,36]。 ここで林は、先住民族の側に問題があるのでは なく, 教員の配置といった施策の問題点を掲げ, それらを改善すべきと主張する。しかもこの主 張には続きがあり、林は国語を習得することは 将来, 国民党政権に有益な人材をもたらすこと になる、という観点から政権と直接的な対立を 避けつつ、彼らが抱いていた先住民族は劣った 人々である、というまなざしを否定している。 ただ、林は白色テロ下に捕らえられ(1952年)、 林が山地教育へ意見を述べる機会は奪われてし まう。

(注17)接収した「蕃童教育所」を「国民学校」に改めた当初は、わずか148校、391クラス、学生は1万4652人、教員411人であったものが、1949年5月、台湾省民政庁山地行政処は廃止され、山地教育業務が教育庁に移された頃、学校数は184、480クラス(分校を含む)、学生1万6757人、教員512人に増えた、と記されている。また、日本統治時代の山地での青年団組織は、「光復」後は青年服務隊へと改めて国民学校民教班に協力し、成人補習教育を実施した。この民教班は「光復」すぐの頃は30カ所だけで学生数も多くなかったが、1949年には61クラスへと増え、学生数2880人、1954年には359クラス、学生数1万431人まで伸びた、と記されている「台湾省政府教育庁 1955、151-154」。

(注18) 具体的には、当時の台湾省主席厳家淦 が次のように述べる施策のことである。「政府の 山地行政の基本方針とは、山地の平地化であり、それはすなわち山胞の経済文化水準を向上させ、平地同胞(引用者注:当時平野部に住む漢民族を指す際に用いられた言葉)と同じくすることである。数年後にはいわゆる山地・平地間の分け隔てはなくなり、ひとつに融合されるであろう」[『国語日報』1956]。

(注19) 1945年以後、中国大陸本土から台湾へ移ってきた人々で、党・政・軍・文化機構において要職を占め、人口上はマイノリティであるが、戦後台湾において構造的優位を占めていた。なお、本省人とは1945年以前から台湾に居住する人々で人口上の多数派であり、民主化によりエンパワメントされる立場にあった[若林2008a,3]。

(注20) その目標は「台湾省山胞に日本語使用 の習慣を取り除かせ、国語を遍く推進し、山地 行政の効果を高めることで祖国文化を普及させ, 山胞の国家観念を強化させる」ことにあった。 また、具体的な方法を次のように挙げている。 「1. 人員は国語講習を始めて1年後には絶対に 日本語を用いてはならない。 2. 日本語の書籍 雑誌はただちに山地での流通を禁ずる。3. ラ ジオにおける日本語の山地向け番組は山地語を 用いる (タイヤル語,パイワン語,アミ語,ブ ヌン語の4族の言語を主とする)。4. 日本語の ある広告宣伝ビラを山地に届けることを禁ずる。 5. いかなる機関も山地で日本語を用いてはな らない。 6.5年以内に山地で日本映画の放映 を禁ずる。7. すべての日本語, 日本式文章の ある公文書を改める」。

(注21) 戦後以来今日まで、台湾で国語を学習する際に用いられる、文字の発音を表記するための符号。「山地方言の注音符号」とは、国語学習者=注音符号学習者に先住民族言語の音を理解できるようにするため用意されたもの。

(注22) また、林は国語と台湾語が使いこなせなかったため、若い通訳者を議場に引き入れることで、議論を理解していた。しかし、林と楊は日本語で問答したため、数人の速記者は目を互いに見開いて速記をすることができない状況

になった。「『公論報』1951]

(注23)「本府所属各機関が山地に送る幹部人 員には、まだやはり日本語で政令伝達をしてい る者がいる。国語推進において障害とならない ことはない。本府に属する各機関は各山地に出 張で赴く者に、今後は国語でまず発言し、もし 山胞が国語を解さないのであれば、それから日 本語に訳すこととする。主席 呉国槙 | 「薛・ 楊・林 2004a, 495-496]。「台湾県政府へ: 1, 烏 来郷(引用者注:タイヤル族が住む地域)の村 民大会や青年服務隊合同訓練では、幹部らは皆、 日本語で講話をし、衛生所職員の宣伝業務や民 教班の教員の学生への出題も、日本語で説明す るとのことである。2、公務員・教員が日本語 で直接政令伝達を行うことは、省政府は以前か ら禁令を出している。公開の場で公務員・教員 が直接日本語を使うことは改めること。主席 俞鴻鈞」[薛・楊・林 2004b, 930]。

(注24) 出席者は省政府委員華清吉,省参議員 林瑞昌,各庁処で山地の任務に当たる職員,山 地区長,山地指導員など30数人だった。

(注25) 次の期間で行うこととされた。第1期は2月1日から5月末までの4カ月。第2期は6月1日から9月末までの4カ月。第3期は10月1日から12月末までの3カ月。

(注26) なお台湾平野部でも、1950年代には外省人官吏に台湾語を学ばせるという動きが存在した [森田 2012]。中央政府の台湾移転後、基層社会に浸透して統治する、という切迫感の下、実用主義的な観点から山地、平地を問わず、外省人は台湾の地元言語を学習することが求められていた。

(注27) この記事は、まず「在山地怎様教国語」 (『国語日報』1950年3月8日) に掲載の後、王 [1963] に転載されたものである。王は続けて 「もっともよい方法は、思い切って直接法、つま り国語で国語を教える方法を採用することであ る。直接法は目下の山地教師の特殊な困難を取 り除くだけでなく、全世界の近代の言語教育で もっとも進んだ方法でもある」と述べている。

(注28) 記事は、次の5つの段階を経て、日本

語使用は消えたと述べている。「第1段階は、国 語を話す者がおらず, 山地語を話す者が多く, 日本語を話してはいけないという規定を犯す者 も多い。2週間が経ち第2段階では、国語を話 し、山地語も話すが、日本語使用禁止の規定を 犯す者は減った。こうした状況が3週間続いた。 第3段階では、山地語を話す者はまだ多く、日 本語禁止規定を犯す者は非常に少なくなった。 こうした状況が3週間続いた。そして第4段階 では、国語を話す者が多くなり、方言(引用者 注:先住民族言語)を話す者は減り、日本語禁 止規定を犯す者はいなくなった。こうして上学 期終了まで至った。だが、夏休みを隔てて、新 学期の授業が始まると, 山地語の世界へと変わっ てしまった。今は、我々のさらなる努力により、 次の第5段階では、本学期第5週より、学校内 での方言使用も禁止し、すべて国語使用とする 予定である。(以下略)」。

(注29) パイツ・ムクナナ (ツォウ族) の文学 作品にも学校で先住民族の言語を話すと罰が加 えられた、という描写があり参考になる。「あの 当時, ほかにも声高に叫ばれたのが, 今の『国 家』の言葉を学ぼうという運動でした。このた め, あなたの孫娘であるわたしは, 小学校低学 年のとき学校でついうっかり, イノのお腹の中 にいるときから慣れ親しんだ母語をくちばしっ てしまい、辱めを受けたことが何度かありまし た。母語を話すと、『違反』と書かれた板を一日 じゅう首からぶら下げていなくてはならないの です。高学年のいたずらっ子がやってきて、わ たしを指差し、『ばかじゃないのか、山地のこと ばを話すなんて』と罵りました。ばかなわたし は、なぜこんな辱めを受けるのか、わけがわか りません。どうしてイノが話す言葉をつかうの が間違いなのか, 不思議でなりませんでした」 [パイツ・ムクナナ 2004, 308]。また莫那能(モー ナノン) (1956年生まれ、パイワン族、台東県達 仁郷)が語るには、「私たちの学校の教師はおお よそが漢人であったが、漢人以外には、何人か の国民党退役の軍人がいた。そのなまりはひど く,彼ら自身,国語をうまく話せなかった」と, 教員の国語力問題を指摘している。さらに続けて「部落(引用者注:先住民族村落)にやってきた漢人教師の多くは都市で周縁化された者であり、適任でない者を部落によこしてきた。警察も同じだった。よって彼らの性格はひどく、辺境に飛ばされたという感じがあり、性格もねじ曲がっていて、非常にきつく学生を罰していた。もちろん全員ではないが、こうした教師にあたってしまうと、学生は学び続けられなくなあで、勉強とは仕方のないものだ、と考えてしまった。(以下略)」と述べている[莫那能2010,41-44]。

(注30) さらに、「教職員宿舎は多くは古くて ボロボロの家を借用している。ある分校の教師 が住んでいるのは豚を飼っていた古い家で、窓 がない。さらに斜めに傾いているので、倒壊の 危険がある。日曜日も授業をしており、1カ月 にわずか4,5日の休暇があるだけだ。その日 は教員らが平地に行って買い物をするほか、事 務的なことを行った。生活必需品の油,塩,野 菜、米などは平地より1、2割高く、買い物も 大変だった。教師の待遇は平地と同じで、わず かに50,60元の山地加給があるのみで、この50, 60元でも教師たちが毎月平地に1回降りるとき の旅費にも足りない」[謝 1955, 2-5] という状態 であった。また、戦後も霧社(現在の南投県仁 愛郷)に留まった日本人の回想録からも同様の 記述がみられる。「台湾の義務教育は小学校まで。 戦後, 山地の小学校を出た子供が中学進学を希 望する場合1年間の補習が義務付けられていた。 加えて, 山の子供には, 学費が免除され, 生活 にかかる様々な費用を政府が負担し、小遣いま でも支給される奨学金制度が開かれている。そ うしなければ義務教育以上の教育を受けられな い、現金収入の乏しい山地家庭の事情が背景に あった」[杉本 2005, 106]。

(注31) この服務団が設定した目標とは,(1)反 共宣伝の強化,(2)山地任務の推進,(3)戦地服務 の展開,(4)社会の気風を変える,(5)復興基地の 建設,(6)大陸反攻の準備,であった。彼らは「自 由中国唯一の青年服務団」として,台湾を安定 的に確保し、復興基地を建設して、大陸反攻に参加して中国本土に戻ることでその任務を完成させる、といったものだった [徐 1956, 23-28; 『中央日報』1952]。その後、台湾省議会の建議により1954年から団は縮小されることになり、1955年度から「服務団」は、1校の「専科学校」に改められた [『国語日報』1954]。

(注32)「A:終戦になってから北京語習うっていう講習、民衆班というのがあったんですね。あん時、参加するんですけど、日本精神が残っているから覚えようとしない。そこで使った言葉あっても、自分で、家庭で友だちに使わない。みんな日本語使うですよ。今でも北京語で話せない」。A氏(日本人名は宮下勲)は大正15年1月1日生まれ、アミ族(平地在住)。昭和9年4月富田公学校入学、同14年3月卒業。卒業後は富田青年学校へ。2007年1月16日、花蓮県光復郷北富村にて。当時82歳[白柳 2008, 41]。

(注33) この要因について、先住民族の側もある程度同様の見解を示している。莫那能は、「国語の発音は先住民族言語の発音と大きな差異がある。(略) 漢字を覚える必要がある。だが漢字を見たこともない。漢人は2,3歳の頃から文字に親しんでいる。だが我々には難しく、あるとき答えがはっきりとわかっているものの、字が書けない、ということがあった」[莫那能2010,41-44]と述べる。

(注34) 南投県地利国民学校は住民に民教班での国語学習へ関心を向けるため、1月18日、民衆補習班学生国語スピーチ大会を実施した。参加者は多く、100人に達した。みな壇上で落ち着いてスピーチができ、その音も基準に達していた。午後5時に終了した。[『山光周刊』1953]。嘉義県呉鳳郷山地国語スピーチ大会は、6月29日に終了し、教員の部1~3位、民衆の部1~3位、児童の部1~3位が決定した。達邦派出所主催の警官、青年服務隊員の国語スピーチ大会も、6月30日に終了した。このたび国語コンテストに参加したのは全員山胞であった。うち、青年初級の部上位3人の成績はきわめてよかった。省国語推行委員会委員の王炬は嘉義県国語

推行委員会に録音させ、 宣揚や奨励のためラジ オで放送するよう求めた。王炬は呉鳳郷長汪文 理に対し、国語普及の強化のため、速やかに「国 語推行小組」を設置するよう求めた。さらに副 業の養豚業をさらに大きくするよう求めた「『山 光周刊』1954b]。屏東県獅子郷役所は「山胞集 団結婚」を執り行った。郷長周深仁が婚姻の証 人となり、すべて国語で結婚証書を読み上げ、 祝意の言葉を表した。仲人の報告,婚礼主宰人 のあいさつ、そして新郎新婦の感謝のお礼の言 葉も全部国語を使った。婚礼をすべて国語で執 り行うのは、山地では初めてのことだ「『山光周 刊』1954d]。ところが、台湾省教育庁、民政庁、 農林庁,警務処,衛生処の5機関合同で1953年 末に2カ月をかけて, 宜蘭, 台東, 花蓮の山地 郷村で訪問調査を行ったところ,「山地民衆補習 班はあまねく設置されたが, 婚姻後の男女青年 の出席状況は芳しくない」との調査結果も出さ れていた「『山光周刊』1954a]。

(注35) 山地では戦後になりキリスト教伝道が 始められた [台湾基督長老教会総会歴史委員会 1995, 298]。

(注36) 省主席兼保安司令呉国槙の「告山地同 胞書」(山地同胞に告げる書,1950年3月8日) では,「山地は広いが人口は少なく隙間の地域が 非常に多い。そして奸匪はこの機に乗じてこの 隙間を利用して, 山地に紛れ込む」という一節 がそれを如実に物語る「『中央日報』1950〕。実 際,中国共産党は山地に地下武装組織を建設し ており, 呉国槙から蒋介石に届いた報告には, 台中, 角板, 阿里山それぞれに組織が形成され ており, 台湾省の政治に与える脅威は甚大であ る,という危機感が記されていた(「兼台湾省保 安司令呉国楨呈総統蒋中正報告為陳顕富己徹底 悔悟本部現因辦理山地潜匪工作可否運用免予執 行乞核示」) [許 2008, 118-119]。1952年には、指 導的立場だったタイヤル族の林瑞昌, ツォウ族 の高一生らが「高山共産党スパイ事件」に関与 しているとして逮捕され、1954年に処刑されて いる「呉 2008a: 2008b: 2009」。

(注37) たとえば、タング・ワタン (林昭明,

タイヤル族) は高校1年のとき、先住民族の言 語が消滅し、タイヤル、パイワン、アミといっ た区別がなくなるという危機感を覚え、日本語、 ローマ字を用いてタイヤル語の発音の配列を試 みた。また彼は同時に先住民の学生に対し、国 民党の政策のいかんにかかわらず、自らの言葉 を保存するよう自覚しなければならない、また 自らの文字を創り、自らの文字で文章を書かね ばならない、と主張した。ところが、後にこの ことが「反乱」を企図した罪状のひとつとして 情報治安人員によって指弾されたのであった[タ ング・ワタン 1999, 60]。 タング・ワタンは 1930年生まれ。日本統治時代に一家は渓口台に 強制移住させられ、戦後は新竹の3年制の工業 学校を卒業、1948年に彼の伯父であるロシン・ ワタン (前述) が省政府諮議に招聘された同じ 年に台北の建国中学高等部に進学している「タ ング・ワタン 1999, 53, 74]。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 石垣直 2011. 『現代台湾を生きる原住民――ブヌン の土地と権利回復運動の人類学――』 風響社.
- 何義麟 1999. 「『国語』の転換をめぐる台湾人エスニシティの政治化」『日本台湾学会報』 (1) 92-107.
- 呉叡人 2008b. 「台湾原住民自治主義イデオロギーの根源 ロシン・ワタン (日野三郎, 林瑞昌) (1899-1954), ウォグ・ヤタウユガナ (矢多一生, 高一生) (1908-1954) の政治思想に関する初歩的考察」『高一生 (矢多一生) 研究』 (9・10) 45-70
- 黄英哲 2002.「戦後台湾における「国語」運動の展開――魏建功の役割をめぐって――」『法学研究』75 (1) 401-427.
- 黄智慧 2012.「台湾における日本観の交錯――族群と歴史の複雑性の視角から――」法政大学国際日本学研究所編『地域発展のための日本研究――中国,東アジアにおける人文交流を中心に――』法政大学国際日本学研究センター.

- 近藤正己 1993. 『台湾総督府警務局理蕃課編 理蕃 の友別冊』緑蔭書房.
- -----1996.『総力戦と台湾----日本植民地崩壊の研究----』刀水書房.
- 白柳弘幸 2008.「第3回 台湾教育史現地調査」『玉川大学教育博物館紀要』(5) 29-50.
- 杉本朋美 2005.『霧社の花嫁――戦後も台湾に留って――』草風館.
- 孫大川 2008.「歴史を生きる――原住民の過去・現在そして未来――」下村作次郎編『台湾原住民文学選6 晴乞い祭り 散文・短編小説集』 草風館.
- タング・ワタン (林昭明)1999. 「1950年代台湾白色 テロ受難の回憶」『近代中国研究彙報』(21) 49-83.
- 陳武台 1981.「戦後の山地教育再開をめぐる一挿 話」山本良一編『台湾への架け橋』蓬莱会関 西支部.
- パイツ・ムクナナ 2004.「親愛なるアキイ, どうか 怒らないでください」孫大川・楊南郡・サキ ヌほか『台湾原住民文学選 4 海よ山よ 十 一民族作品集』草風館.
- 松岡格 2012. 『台湾原住民社会の地方化――マイノ リティの20世紀――』研文出版.
- 毛里和子 1998. 『周縁からの中国――民族問題と国家―― | 東京大学出版会
- 森田健嗣 2012. 「統治者が干渉する必要を感じない /干渉しきれない台湾語の空間——1950年代 台湾における言語政策の一側面——」『天理台 湾学報』(21) 25-39.
- 若林正丈 2007.「現代台湾のもう一つの脱植民地化 ――原住民族運動と多文化主義――」『台湾原 住民研究』(11) 13-54.
- -----2008b.「試論:日本植民帝国『脱植民地化』 の諸相---戦後日本・東アジア関係史への一

視角——」黄自進主編『東亜世界中的日本政治社会特徵』中央研究院人文社会科学研究中心.

〈中国語文献〉

- 陳雲林総主編 2007.『館蔵民国台湾档案匯編』(172) 北京:九州出版社.
- 陳中禹 2008.「戦後初期台湾『山地行政』的建立與推動」黄翔瑜執行編輯『戦後档案與歷史研究——第九届中華民国史專題論文集——』国史館.
- 傅寶玉他編 1998. 『台湾原住民史料彙編 3 台湾省 政府公報中有関原住民法規政令彙編 (1)』台 湾省文献委員会.
- 何鳳嬌編 2008.『戦後台湾政治案件 湯守仁案史料 彙編 (二)』国史館·文建会.
- 何容・齊鐵恨・王炬編 1948.『台湾之国語運動』台 湾省政府教育庁.
- 郭秀岩 1975.「山地行政與山地政策」『中央研究院 民族研究所集刊』(40)97-100.
- 国立台東大学華語文学系企劃編輯 2007. 『原住民族語言発展論叢:理論與実務』行政院原住民族委員会・国立台東大学華語文学系.
- 国立政治大學原住民族語言教育文化研究中心編輯 2005-.『原教界:原住民族教育情報誌』(1~).
- 嘉義県阿里山郷達邦国小 2004. 『嘉義県阿里山郷達 邦国小 創校百週年校慶校史初稿』嘉義県阿 里山郷達邦国小.
- 紀念台湾省第一届原住民省議員林 公瑞昌 楽信· 瓦旦 - 銅像落成揭幕典礼委員会編 1993. 『追思 泰雅族英霊 前省議員楽信·瓦旦(林瑞昌)』 紀念台湾省第一届原住民省議員林 公瑞昌 -楽信·瓦旦 - 銅像落成揭幕典礼委員会.
- 李壬癸・林英津編 1995. 『台湾南島民族母語研究論 文集』教育部教育研究委員会.
- 李亦園·台湾省政府民政庁·中央研究院民族学研究所1983.『山地行政政策之研究與評估報告書』中央研究院民族学研究所.
- 林佳陵 2007.「台湾戦後初期的原住民政策與法令」 台湾法律史学会・王泰升・劉恆妏主編『以台 湾為主体的法律史研究』台北:元照出版163-

196

- 林金田訪談 2009.「『山大王』山胞行政局 局長(郭 秀岩)」黄宏森・林明洲編輯『台湾省政人物口 述訪談』国史館台湾文献館.
- 林英津 2010.「第六章 原住民族語言政策的観察: 従『国語政策』到原民会的『族語認証』」黄樹 民·章英華主編『台湾原住民政策変遷與社会 発展』中央研究院民族学研究所。
- 劉維開 2011.「第十章 検討総結」蒋永敬・劉維開 『蒋介石與国共和戦』台湾商務印書館.
- 莫那能 2010. 『一個台湾原住民的経歷』人間出版社. 森田健嗣 2009. 「反共抗俄下台湾之『国語教育』 ——排斥『方言』與灌輸『意識形態』——」 若林正丈・松永正義・薛化元編『跨域青年学 者台湾史研究続集』国立政治大学台湾史研究 所
- 欧素瑛編 2004.『台湾省参議会史料彙編 教育篇 (一)』国史館.
- 孫大川 1991.『久久酒一次』張老師出版社.
- 台湾基督長老教会総会歴史委員会編 1995.『台湾基督長老教会百年史』台湾基督長老教会.
- 台湾省民政庁編 1948.『山地行政概要』台湾省民政庁.
- 台湾省行政長官公署編 1946a.『台湾省教育概況』 台湾省行政長官公署教育処.
- ——1946b.『台湾民政第一輯』台湾省行政長官 公署民政処.
- 台湾省政府教育庁編 1955.『十年来的台湾教育』台湾省政府教育庁.
- —— 1974.『台湾省近二十年国語文教育工作報 告』台湾省教育庁.
- 藤井志津枝 2001.『台湾原住民史政策篇(三)』台 湾省文献委員会.
- 王玉川 1963. 『我的国語論文集』台北: 国語書店.
- 具 2008a. 「台湾高山族殺人事件——高一生, 湯守仁, 林瑞昌事件之政治史的初歩重建——」 許雪姫主編『二二八事件60週年紀念論文集』 台北市政府文化局・台北二二八紀念館.
- 2009.「台湾原住民自治主義的意識型態根源楽信・瓦旦與吾雍・雅達烏猶卡那政治思想初探——」洪麗完主編『国家與原住民——

- 亜太地区族群歷史研究──』中央研究院台湾 史研究所
- 徐晋治 1983.『台湾東部三県市山地郷国語文教育現 況調査研究』台湾省立花蓮師範専科学校.
- 徐作霖編 1956.『台湾省青年服務団六年工作実録』 台湾省青年服務団.
- 許進発編輯 2008. 『戦後台湾政治案件 簡吉案史料 彙編』 国史館
- 薛化元等 2003. 『戦後台湾人権史』国家人権紀念館 籌備處.
- 薛化元・楊秀菁・林果顕主編 2004a.「附件(六): 台湾省政府令:各機関出差山地工作人員不得 沿用日語宣達政令(民国42年1月7日)」『戦 後台湾民主運動史料彙編(九)言論自由 (一)』国史館.
- ——2004b.「台湾省政府令→台北県政府 中華 民国42年8月17日(肆貳)府民四字第七七六○ 六号」(『台湾省政府公報』42年秋字第44期 1953年8月20日)『戦後台湾民主運動史料彙編 (十)言論自由(二)』.
- 楊秀菁·薛化元·李福鐘主編 2002. 「台湾省政府民政庁代電:台湾広播電台另設山地節目以日語向山地同胞播講」(『台湾省政府公報』 36年夏字第24期 1947年6月12日)『戦後台湾民主運動史料彙編(七)新聞自由(1945-1960)』国史館
- 余玲雅計画主持・台湾省諮議会編著 2006.『台湾省 参議会, 臨時省議会暨省議会時期口述歴史訪 談計画:華加志先生訪談録』台湾省諮議会.
- 張博宇 1987. 『慶祝台湾光復四十週年 台湾地区国 語推行資料彙編(上)』台湾省政府教育庁.
- 鄭恵美 1999.「台湾光復後原住民語言政策演変之分析」国立政治大学民族学系碩士論文.
- 中国教育学会·中国教育学会台湾省分会編1954.『台湾省山地教育実況調査報告書第一期』中国教育学会·中国教育学会台湾省分会.

「アジア歴史資料センター」

台湾総督府残務整理事務所1946.「台湾統治終末報告書 昭21年4月」防衛省防衛研究所Ref. C11110359200.

[国史館]

- 台湾省警務処 1952.「山地推行国語文」10月24日 台湾省政府→事由:呈送台湾省警務処山地佐 警国語学習弁法工作請各備 入蔵登録号 063000002293A.
- ——1956.「取締日文羅馬聖経」4月30日 桃園 県警察局→台湾省警務処処長楽事由:奉査為 復興郷高義村伝教士使用山地語言伝教情形一 案報請察核 入蔵登録号063000001150A.
- 台湾省政府地政処 1955.「山地行政検討会(二)」 5月18,19,20日 台湾省山地行政検討会議案, 案由:請限制山地伝教以利推行民衆国語補習 提案単位:台中県警察局 入蔵登録号 00400000553A.
- ——1957.「山地行政檢討會(三)」4月24,25日 台湾省四十六年山地行檢討会会議紀録 提 案単位:省国語推行委員会 案由:入山証上 注意事項內,另加「請用国語」一條以便促進 入山人員之注意 入藏登録号004000000554A.
- 台中県政府 1946.「山地行政巻」 9 月21日 台湾省 行政長官公署民政処代電 事由:電為各県山 地教育機関土地調査表希照填送処 入蔵登録 号09300000071A
- ——1947a.「山地行政巻」1月16日 和平郷公所 →事由:呈請撥款補助開設寒暇山地国民学校 教員訓練班由 入蔵登録号093000000071A.
- ——1947b.「山地行政巻」6月7日 台湾省台中 県政府→台湾省政府民政庁 事由:電○撥款 修復和平郷国民学校由台中県和平郷中心国民 学校校長詹振豊→台中県長 1947年4月25日 入蔵登録号09300000072A.
- ——1949a. 「国語推行巻」12月16日 台湾省政府
 (訓令) →台中県政府 入蔵登録号
 09300000685A.
- ——1949b.「推行国語巻」12月16日 台湾省政府 民政庁→台中県政府 事由:電為山地工作人 員應学習当地方言並推行国語為転飭○○由 入蔵登録号093000000975A.
- —— 1950.「推行国語卷」2月2日 台中県政府中 峰区署→台中県政府 事由:電為本区訂定山

地工作人員学習当地方言並推行国語弁法一份 覆請察査由 入蔵登録号093000000975A.

[国史館台湾文献館]

- 台湾省行政長官公署 1946 a.「高山族研究会議」 1 月12日 件名:高山族施政研究會舉行時間通 知案 典蔵号00301900049001.
- -----1946b.「関於高砂族教育事項」 6 月21日 件名:山地国民學校另編教材課本案 事由:函請編纂山地鄉村国校教科書見処由 典藏号00337100001001.

[新聞]

『中央日報』1950.「清査山地防匪潜伏 呉主席請山 胞合作 | 3月7日 第4版

- -----1951a. 4月28日 第4版.
- -----1951b. 7月13日 第4版.
- -----1952.「両年来的台湾省青年服務団」 3 月29 日 第 7 版.

『国語日報』1950. 1月27日 第4版.

- ——— 1951.「山地同学努力学国語 銅門国校推行 半年很有成績 | 10月12日 第 4 版.
- -----1954. 1 月10日 第 4 版.
- -----1956. 4 月18日 第 4 版.
- ——— 1957. 10月16日 **第**4版.
- -----1958. 「為改善山地国民教育 開辦山地師範 科」 1 月27日 第 4 版.
- -----1959a. 3月16日 第4版.
- -----1959b. 8月21日 第3版.

劉汝釧 1959. 「関於山地児童欠席問題」 『国語日報』

7月6日 第3版.

『公論報』1951. 6月13日 第3版.

『山光周刊』1953. 2月7日, 第1版.

- -----1954a. 3 月20日, 第 1 版.
 - —— 1954b. 7月10日, 第1版
- ———1954c. 9月18日,第1版.
- ———1954d. 10月23日, 第1版.

陳賢真1953.「山地同胞為甚 説国語比較差?」『山 光周刊』11月7日 第4版.

[雑誌]

- 教育部国民教育司・台湾省行政長官公署教育処合編 1946. 「本省教育問題座談会紀録」『国民教育指導月刊』1 (5)22-26.
- ——1947.「国民教育通訊:花蓮台東両県加強山 地教育」『国民教育指導月刊』2(1)45-46.
- 謝鍾銓 1955.「従輔導山地国民教育談今後的改進」 台湾省立台南師範学校国教之友編輯委員会『国 教之友』(99) 2-5.
- 張明佑 1982.「專題 山地要更好——訪問呉鳳区各 教会的感想——」『玉神之音』第30期 玉山神 学院 2月28日.

[付記] 本論文は日本学術振興会海外特別研究員, および東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化 研究所ジュニア・フェローによる研究成果の一部 である。

(東京大学大学院総合文化研究科学術研究員,2012年11月2日受領,2013年1月23日,レフェリーの審査を経て掲載決定)